長泉町告示第５７号

都市計画法第53条第１項の規定に基づく許可に関する取扱要領（平成23年長泉町告示第７号）の全部を次のように改正する。

平成２９年４月１日

駿東郡長泉町長　　遠藤日出夫

都市計画道路における都市計画法第53条第１項の規定に基づく許可に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、都市計画道路の区域内の建築に関する都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第１項の規定による許可について、法第54条に規定するもののほか、町長が許可をすることができる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象の区間）

第２条　この要領で許可をすることができる建築物は、次の各号のいずれかに該当すると認められる区間内になければならない。

⑴　事業着手が近い将来見込まれていない区間

⑵　整備が実質的に完了している区間

（許可の基準）

第３条　町長は、前条第１号の区間内における法第53条第１項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）があった場合において、当該建築物が次の各号のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められる場合は、その許可をすることができるものとする。

⑴　階数が３以下で、かつ、地階を有しないこと。

⑵　主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第２条第５号に定める主要構造部をいう。）が木造その他これに類する構造であること。

２　町長は、前条第２号の区間内における申請があった場合において、当該建築物が都市計画道路の維持管理上支障がないと認められる場合は、その許可をすることができるものとする。

（委任）

第４条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。